

令和3年第1回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和3年2月

目 次

議案第9号	財産の無償譲渡について…………… 1 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第10号	財産の無償譲渡について…………… 2 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第11号	財産の無償譲渡について…………… 3 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第12号	財産の無償譲渡について…………… 4 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第13号	財産の無償譲渡について…………… 5 (産業部農林水産課)
議案第14号	財産の無償譲渡について…………… 6 (産業部農林水産課)
議案第15号	財産の無償貸付けについて…………… 7 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第16号	財産の無償貸付けについて…………… 8 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第17号	財産の無償貸付けについて…………… 9 (生活環境部地域づくり推進課)

議案第18号	財産の無償貸付けについて……………	10
	(産業部農林水産課)	
議案第19号	財産の無償貸付けについて……………	11
	(産業部農林水産課)	
議案第20号	市道の路線の廃止について……………	12
	(建設部建設管理課)	
議案第21号	市道の路線の認定について……………	13
	(建設部建設管理課)	
議案第22号	委託契約の締結について……………	14
	(都市部都市整備課)	
議案第23号	押印等を求める手続の見直しのための関係条例 の整備について……………	15
	(総務部総務課)	
議案第24号	東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に 関する条例の制定について……………	17
	(政策企画部情報政策課)	
議案第25号	東広島市民間事業者等が行う書面の保存等にお ける情報通信の技術の利用に関する条例の制定 について……………	19
	(政策企画部情報政策課)	

議案第26号	東広島市地域共生社会の形成を図るための施策 の推進に関する条例の制定について……………	21 (健康福祉部社会福祉課)
議案第27号	東広島市職員定数条例の一部改正について……………	24 (総務部職員課)
議案第28号	附属機関の設置に関する条例の一部改正につい て……………	25 (総務部職員課)
議案第29号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の 一部改正について……………	26 (総務部職員課)
議案第30号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条 例の一部改正について……………	27 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第31号	東広島市重度心身障害者医療費支給条例の一部 改正について……………	28 (健康福祉部障害福祉課)
議案第32号	東広島市介護保険条例の一部改正について……………	29 (健康福祉部介護保険課)
議案第33号	東広島市指定地域密着型サービスの事業の人 員、設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部改正について……………	31 (健康福祉部介護保険課)

議案第34号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	38
	(健康福祉部国保年金課)	
議案第35号	東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について……………	42
	(こども未来部こども家庭課)	
議案第36号	東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について……………	43
	(こども未来部保育課)	
議案第37号	東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について……………	44
	(建設部住宅課)	
議案第38号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	45
	(都市部建築指導課)	
議案第39号	東広島市いじめ問題調査委員会設置条例の一部改正について……………	49
	(教育委員会学校教育部青少年育成課)	
議案第40号	東広島市地域研修センター設置及び管理条例の廃止について……………	50
	(産業部農林水産課)	

議案第9号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

内集会所の建物を塚土区自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市志和町内28番地2	建物	木造平屋建て	114.28

3 相手方

東広島市志和町内13番地

塚土区自治会

会長 三好達臣

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第10号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

小多田会館の建物を小多田区に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

区分	所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
小多田 会館	東広島市黒瀬町小多田174番地1	建物	木造平屋 建て	187.16
倉庫	東広島市黒瀬町小多田48番地3	建物	木造2階 建て	70.54

3 相手方

東広島市黒瀬町小多田123番地

小多田区

区長 西野木 清 邦

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第11号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

正尺コミュニティホームの建物を正尺コミュニティホーム管理組合に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市河内町中河内120番地1	建物	木造平屋建て	55.00

3 相手方

東広島市河内町中河内172番地1
正尺コミュニティホーム管理組合
会長 河 元 浩 志

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第12号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

郷会館の建物を郷地区自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市安芸津町木谷3118番地4	建物	木造平屋建て	145.92

3 相手方

東広島市安芸津町木谷3118番地4

郷地区自治会

会長 幸野伸一

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第13号

財産の無償譲渡について

(産業部農林水産課)

1 提案の理由

東広島市後谷多目的研修集会施設の建物を後谷自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市福富町久芳839番地	建物	木造平屋建て	94.40

3 相手方

東広島市福富町久芳839番地

後谷自治会

会長 山 崎 英 則

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第14号

財産の無償譲渡について

(産業部農林水産課)

1 提案の理由

東広島市第3区生活改善センターの建物を農事組合法人源流二又の郷に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市豊栄町清武1454番地3	建物	木造平屋建て	103.51

3 相手方

東広島市豊栄町清武2946番地2

農事組合法人源流二又の郷

理事 家 森 建 昭

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第15号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

内集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市志和町内字塚土28番2の一部	土地	宅地	790.52

3 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 相手方

東広島市志和町内13番地

塚土区自治会

会長 三好達臣

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第16号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

小多田会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市黒瀬町小多田字中通174番1	土地	宅地	216.11
東広島市黒瀬町小多田字中通175番3	土地	宅地	25.14
東広島市黒瀬町小多田字中通175番4の一部	土地	公衆用 道路	58
東広島市黒瀬町小多田字北ノ鼻48番3	土地	宅地	155.26
計			454.51

3 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 相手方

東広島市黒瀬町小多田123番地

小多田区

区長 西野木 清 邦

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第17号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

郷会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市安芸津町木谷字平田3118番1	土地	宅地	287.36
東広島市安芸津町木谷字平田3118番4	土地	宅地	92.00
計			379.36

3 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 相手方

東広島市安芸津町木谷3118番地4

郷地区自治会

会長 幸野伸一

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第18号

財産の無償貸付けについて

(産業部農林水産課)

1 提案の理由

東広島市後谷多目的研修集会施設を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市福富町久芳字入道839番1地先	土地	現況 宅地	43

3 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 相手方

東広島市福富町久芳839番地

後谷自治会

会長 山 崎 英 則

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第19号

財産の無償貸付けについて

(産業部農林水産課)

1 提案の理由

東広島市第3区生活改善センターを無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市豊栄町清武字二又山1454番3	土地	宅地	512.22

3 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 相手方

東広島市豊栄町清武2946番地2

農事組合法人源流二又の郷

理事 家 森 建 昭

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第20号

市道の路線の廃止について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

次の市道の路線を廃止しようとするものである。

路線名	廃止の理由
諏訪3号線	踏切の廃止に伴い、路線の起点及び終点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。

(根拠法令)

道路法

第8条

- 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条

- 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第21号

市道の路線の認定について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

一般交通の用に供するため、次の路線を市道として認定しようとするものである。

路線名	認定の理由
寺家北60号線	住宅団地内の道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
下見54号線	
下三永68号線	
中組64号線	
新屋田線	
西本町12号線	市道の路線の廃止に伴い、起点及び終点を変更した路線を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
諏訪3号線	

(根拠法令)

道路法

第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第 22 号

委託契約の締結について

(都市部都市整備課)

1 提案の理由

西高屋駅南北自由通路等工事委託に関する基本協定を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の内容

土木工事、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事

(2) 契約金額

13億2,029万5,000円

(3) 契約の相手方

西日本旅客鉄道株式会社

(4) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和7年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 23 号

押印等を求める手続の見直しのための関係条例の整備について

(総務部総務課)

1 提案の理由

押印又は署名を求める手続について、その押印又は署名を不要としようとするものである。

2 条例の内容

(1) 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正 (第 1 条関係)

新たに職員となった者が作成すべき宣誓書への押印を不要とする。

(2) 東広島市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正 (第 2 条関係)

新たに公平委員会の委員となった者が作成すべき宣誓書への押印を不要とする。

(3) 東広島市公共下水道条例の一部改正 (第 3 条関係)

排水設備を設置する義務を負う者 (以下「義務者」という。) に関する次の届出について、それぞれに掲げる者の連署を不要とする。

ア 義務者の異動の届出 新旧の義務者

イ 代理人の選定の届出 義務者及びその代理人

3 施行期日

公布の日

(根拠法令)

消防組織法

第 16 条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法 (昭和 25 年法律第

261号) の定めるところによる。

地方公務員法

第9条の2

12 第30条から第38条までの規定は常勤の人事委員会の委員の服務について、第30条から第34条まで、第36条及び第37条の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

第31条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

下水道法

第25条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

議案第24号

東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

(政策企画部情報政策課)

1 制定の理由

申請、届出等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的として、市の条例等の規定に基づく手続等について、情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 電子情報処理組織による手続等（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

他の条例等の規定に基づく次に掲げる手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの（当該手続等に関する他の条例等を所管する市の機関が定めるものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、それぞれに掲げる方法により行うことができる。

ア 市の機関に対する申請、届出等 規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法

イ 市の機関が行う処分の通知等 規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法（当該処分の通知等を受ける者が当該方法により受ける旨の表示をする場合に限る。）

ウ 市の機関が行う書面等の縦覧等 当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類による縦覧等

エ 市の機関が行う書面等の作成等 当該書面等に係る電磁的記録の作成等

(2) (1)の方法により行われた手続等については、当該手続等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなす。（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

(3) 添付書面等の省略（第8条関係）

住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって他の条例等の規定において申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該書面等の区分に応じ規則等で定める措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等で確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(4) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表（第9条関係）

市の機関は、電子情報処理組織を使用する方法による申請、処分の通知等その他この条例等の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

3 施行期日

令和3年4月1日

（根拠法令）

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第25号

東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の
利用に関する条例の制定について

(政策企画部情報政策課)

1 制定の理由

書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて市民の利便性の向上を図ることを目的として、市の条例等の規定に基づき民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電磁的方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 電磁的記録による保存等（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

民間事業者等は、他の条例等の規定に基づく次の手続のうち当該手続に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該他の条例等を所管する市の機関が定めるものに限る。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該手続に代えて、それぞれに掲げる方法により行うことができる。

ア 書面による保存 当該書面に係る電磁的記録の保存

イ 書面による作成（当該書面が条例等の規定により保存をしなければならないとされているものに限る。） 当該書面に係る電磁的記録の作成

ウ 書面による縦覧等 当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等

エ 書面による交付等（当該書面が条例等の規定により保存をしなければならないとされているものに限る。） 当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法であって規則等で定めるものによる当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等

(2) (1)の方法により行われた手続については、当該手続を書面により行わなければならないとした手続に関する条例等の規定に規定する書面により行われた

ものとみなす。（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

3 施行期日

令和3年4月1日

（根拠法令）

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第26号

東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例の 制定について

(健康福祉部社会福祉課)

1 制定の理由

地域共生社会の形成を図るための施策に関し基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基本理念（第3条関係）

ア 全ての人々が希望を持ち、個人としての尊厳が重んぜられ、安心して日常生活を営むことができる社会が構築されるようにすること。

イ 全ての人々がそれぞれの多様性を受け入れた上で、地域社会において、相互扶助の精神に基づき、地域生活課題の解決に資する支援が図られるようにすること。

ウ 全ての人々が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、地域社会の持続的な発展のために協働すること。

エ 全ての人々が地域社会から孤立することを防止すること。

オ 地域生活課題の解決に資する支援が、関係機関の連携の下、包括的に提供されるよう体制の整備が図られること。

(2) 市の責務（第4条関係）

ア 市は、基本理念にのっとり、地域共生社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

イ アの施策を講ずるに当たっては、地域共生社会が、福祉及び保健医療のみならず、労働、教育、住宅、地域再生その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて形成されるものであることに留意しなければならない

い。

(3) 市民、事業者及び関係機関の責務（第5条関係）

ア 市民、事業者及び関係機関（以下「市民等」という。）は、基本理念を踏まえ、相互に連携し、市が実施する地域共生社会の形成を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

イ 市民等は、地域生活課題の把握及びその解決に資する取組への積極的な参画に努めるものとする。

(4) 基本方針（第6条関係）

市は、地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関し、次に掲げる事項に関する基本方針を策定しなければならない。

ア 地域共生社会の形成に寄与する人材の育成及び地域共生社会の形成についての意識の啓発に関する事項

イ 地域共生社会の形成を図るための地域活動等の創出に関する事項

ウ 地域共生社会の形成を図るための社会環境の整備に関する事項

エ 地域共生社会の形成を図るための施策の推進体制の構築に関する事項

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(5) 啓発活動等（第7条関係）

市は、地域共生社会の形成を図るために必要な啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(6) 学習の機会等の提供（第8条関係）

市は、地域共生社会の形成に関する必要な情報及び学習の機会が市民等に提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(7) 人材の育成（第9条関係）

市は、地域生活課題の解決に資する支援の質の向上を図るため、当該支援について専門的な知識又は技術を有する人材の育成に関し必要な施策を講ずるものとする。

(8) 地域共生社会の形成に資する活動に対する支援等（第10条関係）

市は、市民等が実施する地域共生社会の形成に資する活動を支援するため、必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるよう努めるとともに、地域共生社会の形成を図るための施策の推進に当たっては、当該市民等との連携が適切

に図られるよう留意しなければならない。

(9) 市民等に対する便宜の提供（第11条関係）

市は、市民等が地域生活課題に関する情報を共有し、その解決に資する支援について主体的に参画することができるよう、その機会、場所その他の便宜の提供に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(10) 地域生活課題の解決に資する体制の整備（第12条関係）

市は、市民が福祉サービスその他の支援を必要とし、又はそのおそれがあると認められる場合に、適切に行政機関その他の関係機関の支援を受けることができるよう、市民等による見守りに関する活動その他の地域生活課題の解決に資する体制の整備に関し必要な施策を講ずるものとする。

3 施行期日

公布の日

（根拠法令）

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 27 号

東広島市職員定数条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の要旨

議会の事務部局の機能の充実を図ることを目的として、その職員の定数を次のとおり改定しようとするものである。

現行	改正
11人	13人

2 施行期日

令和3年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第138条

- ② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- ⑥ 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。

—略—

議案第28号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の要旨

設置の必要がなくなる次の附属機関を廃止しようとするものである。

- (1) 東広島市農業総合企画推進会議
- (2) 東広島市ものづくり優良企業表彰審査委員会
- (3) 東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会

2 施行期日

令和3年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

議案第 29 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の要旨

職員を派遣してその業務に従事させることができる団体に、公益財団法人広島県市町村振興協会を追加しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

第 2 条 任命権者（一略）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第 3 項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（一略）を派遣することができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人

議案第30号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 改正の要旨

次の地域集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該地域集会所を廃止しようとするものである。

- (1) 龍王集会所
- (2) 内集会所
- (3) 小多田会館
- (4) 正尺コミュニティホーム
- (5) 隠地コミュニティホーム
- (6) 郷会館

2 施行期日

令和3年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 31 号

東広島市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

(健康福祉部障害福祉課)

1 改正の理由

精神障害者の福祉の増進を図ることを目的として、医療費の支給の対象となる者を追加するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 対象者（第 3 条関係）

医療費の支給の対象者に、精神障害者保健福祉手帳（障害の等級が 1 級であるものに限る。）の交付を受け、かつ、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付を受けている者を新たに加える。

(2) 医療費の支給（第 4 条関係）

医療費は、医療に関する給付（入院に係るものを除く。）が行われた場合において、当該医療に関する給付の額が当該医療に要する費用の額に満たないときに支給する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日等

(2) 経過措置

施行日以後に受ける医療に係る医療費の支給について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 3 2 号

東広島市介護保険条例の一部改正について

(健康福祉部介護保険課)

1 改正の理由

介護保険の第 1 号被保険者に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度の保険料を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

第 1 号被保険者に係る保険料の適用期間を更新し、令和 3 年度から令和 5 年度までとするとともに、当該保険料に係る所得区分を次のとおり改定する。(第 2 条関係)

区分	保険料の年額	現 行	改 正
7	88,920円	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満であるもの等に該当する者	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満であるもの等に該当する者
8	102,600円	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満であるもの等に該当する者	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満であるもの等に該当する者
9	116,280円	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満であるもの等に該当する者	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満であるもの等に該当する者
10	123,120円	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満であるもの等に該当する者	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が420万円以上620万円未満であるもの等に該当する者
11	129,960円	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が600万円以	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が620万円以

		上であるもの等に該当する者	上であるもの等に該当する者
--	--	---------------	---------------

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日等

(2) 経過措置

令和2年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(根拠法令)

介護保険法

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（一略一）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

議案第 33 号

東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(健康福祉部介護保険課)

1 改正の理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援等及び指定居宅介護支援等（以下「指定地域密着型サービス等」という。）に関する基準について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 虐待の防止（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、その防止のための対策を検討する委員会の開催その他の措置を講じなければならない。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

指定地域密着型サービス事業者等は、当該指定に係る事業所（以下「指定事業所」という。）において感染症が発生し、又はまん延しないよう、その予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催その他の措置を講じなければならない。

(3) 業務継続計画の策定等（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

指定地域密着型サービス事業者等は、感染症又は非常災害の発生時（以下「非常時」という。）において、利用者に対する指定地域密着型サービス等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(4) ハラスメントの防止 (第1条、第2条、第3条、第4条関係)

指定地域密着型サービス事業者等は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(5) 認知症介護に係る基礎的な研修の受講 (第1条、第2条関係)

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、全ての従業者(看護師等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(6) 重要事項を記載した書面の閲覧 (第1条、第2条、第3条、第4条関係)

指定地域密着型サービス事業者等は、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、当該重要事項の掲示に代えることができる。

(7) 電磁的記録による作成等 (第1条、第2条、第3条、第4条関係)

ア 指定地域密着型サービス事業者等及び指定地域密着型サービス等の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

イ 指定地域密着型サービス事業者等及び指定地域密着型サービス等の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(8) 非常災害対策 (第1条、第2条関係)

指定地域密着型通所介護事業者等は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(9) 夜間対応型訪問介護の基準 (第1条関係)

ア 入所者等の処遇に支障がないときは、同一敷地内にある指定短期入所生活介護事業所その他の施設等の職員をオペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下同じ。）として充てることができる。

イ オペレーションセンターサービス（あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容を基に訪問介護員等の訪問の可否等を判断するサービスをいう。以下同じ。）の提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。この場合において、随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

ウ 夜間対応型訪問介護の事業の一部を、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に行わせることができる。

エ オペレーションセンターサービスについては、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けられることができる。

オ 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物に居住している利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供している場合には、当該建物に居住している利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(10) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の基準（第1条、第2条関係）

共用型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、これらの事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる。

(11) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の基準（第1条、第2条関係）

指定介護老人福祉施設又は指定介護老人保健施設と指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、これらの施設及び事業所における人員基準を満たすときは、当該指定

小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者及び介護職員は、併設する施設の職務に従事することができる。

(12) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の基準
(第1条、第2条関係)

ア 本体事業所である指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所等」という。）との密接な連携の下に運営されるサテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所及びサテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所等」という。）に係る基準を整備する。

イ 共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が同一の階において隣接し、介護従業者による円滑な利用者の状況の把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、安全対策が講じられ、かつ、利用者の安全性が確保されているときは、共同生活住居ごとに1以上配置することとされている夜間及び深夜の時間帯に置くべき介護従業者の員数を、指定認知症対応型共同生活介護事業所等ごとに2以上とすることができる。

ウ 計画作成担当者の配置基準を次のとおり改定する。

現 行	改 正
共同生活住居ごとに1人以上	事業所ごとに1人以上

エ 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護における共同生活住居の数を次のとおり改定する。

現 行	改 正
1又は2（地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所等の効率的運営に必要と認められる場合は、3）	1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所等にあっては、1又は2）

オ 指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その提供する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質について、定期的に、外部の者による評価又は運営推進会議における評価のいずれかを受け、その結果を公表しなければならない。

(13) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基準（第1条関係）

ア 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者を次のとおり改定する。

現 行	改 正
栄養士1人以上	栄養士又は管理栄養士1人以上

イ アにかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型を除く。）は、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

ウ サテライト型居住施設は、本体施設が介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設である場合には、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことができる。

エ 指定地域密着型介護老人福祉施設の運営の基準を次のとおり定める。

(ア) 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(イ) 入所者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(ウ) 事故の発生の防止及び発生した場合の対応を適切に実施するための担当者を置かななければならない。

オ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の一のユニットの入居定員を次のとおり改定する。

現 行	改 正
おおむね10人以下	原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

(14) 居宅介護支援の基準（第4条関係）

ア 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、次に掲げる内容について利用者に説明を行い、理解を得なければな

らない。

(ア) 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合

(イ) 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供された数の占める割合

イ サービス費の総額が区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合において、市からの求めがあったときは、介護支援専門員は、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日等

(2) 経過措置

指定地域密着型サービス等の運営に関する基準のうち、次に掲げる措置に関するものは、施行日から令和6年3月31日まで（カにあっては、施行日から6月を経過する日まで）の間、努力義務とする。

ア 虐待の防止に関する措置

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

ウ 業務継続計画の策定等に関する措置

エ 認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する措置

オ 栄養管理及び口腔衛生の管理

カ 事故の発生の防止等のための措置を適切に実施するための担当者の設置

(根拠法令)

介護保険法

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

第81条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

議案第34号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等の改定を行うとともに、地方税法施行令の一部改正に伴い、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等の改定

ア 基礎課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。(第3条、第4条、第5条関係)

区 分		現 行	改 正
所得割額の税率		100分の7.03	100分の6.79
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		2万8,589円	2万7,950円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1万9,788円	1万8,959円
	特定世帯	9,894円	9,479円
	特定継続世帯	1万4,841円	1万4,219円

イ 後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。(第6条、第7条、第8条関係)

区 分		現 行	改 正
所得割額の税率		100分の2.49	100分の2.51
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		1万45円	1万124円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	6,883円	6,868円
	特定世帯	3,441円	3,434円
	特定継続世帯	5,162円	5,151円

ウ 介護納付金課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。（第9条、第10条、第11条関係）

区 分	現 行	改 正
所得割額の税率	100分の2.07	100分の1.86
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	1万713円	9,522円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	5,296円	4,680円

(2) 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定における基礎控除に相当する額を次のとおり引き上げる。（第25条関係）

現 行	改 正
33万円	43万円（給与所得者等の数が2以上の場合は、その数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額。以下同じ。）

(3) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の減額措置について、その減額する額を次のとおり改定する。（第25条関係）

ア 世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の前年の総所得金額及び山林所得金額の合算額（イ及びウにおいて「合算額」という。）が、43万円を超えない世帯（10分の7軽減世帯）

(ア) 基礎課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正	
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	2万13円	1万9,565円	
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1万3,852円	1万3,272円
	特定世帯	6,926円	6,636円
	特定継続世帯	1万389円	9,954円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正	
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	7,032円	7,087円	
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	4,819円	4,808円
	特定世帯	2,409円	2,404円
	特定継続世帯	3,614円	3,606円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	7,500円	6,666円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	3,708円	3,276円

イ 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯(10分の5軽減世帯)

(ア) 基礎課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正	
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	1万4,295円	1万3,975円	
世帯別平等割額(1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	9,894円	9,480円
	特定世帯	4,947円	4,740円
	特定継続世帯	7,421円	7,110円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正	
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	5,023円	5,062円	
世帯別平等割額(1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	3,442円	3,434円
	特定世帯	1,721円	1,717円
	特定継続世帯	2,581円	2,576円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	5,357円	4,761円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	2,648円	2,340円

ウ 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯(10分の2軽減世帯)

(ア) 基礎課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	5,718円	5,590円
世帯別平等割額 特定世帯及び	3,958円	3,792円

額（1世帯につき）	特定継続世帯 以外の世帯		
	特定世帯	1,979円	1,896円
	特定継続世帯	2,969円	2,844円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 （被保険者1人につき）		2,009円	2,025円
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1,377円	1,374円
	特定世帯	689円	687円
	特定継続世帯	1,033円	1,031円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 （被保険者1人につき）		2,143円	1,905円
世帯別平等割額 （1世帯につき）		1,060円	936円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日等

(2) 経過措置

令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

（根拠法令）

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 35 号

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

(こども未来部こども家庭課)

1 改正の要旨

乳幼児等に係る医療費の負担を軽減することを目的として、通院等に係る乳幼児等医療費の支給対象となる乳幼児等の範囲を次のように拡大するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

現 行	改 正
0 歳から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで (小学校第 3 学年の修了まで)	0 歳から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで (小学校第 6 学年の修了まで)

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 8 月 1 日等

(2) 経過措置

施行日以後に行われる医療等に係る乳幼児等医療費の給付について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第36号

東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の要旨

円城寺保育所を廃止しようとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

施行日前に円城寺保育所において保育された乳幼児に係る保育料については、なお従前の例による。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 37 号

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

(建設部住宅課)

1 改正の要旨

白市御屋敷住宅を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第38号

東広島市手数料条例の一部改正について

(都市部建築指導課)

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に合わせて、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請に係る手数料の区分を変更し、当該変更後の区分に係る手数料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

床面積が2,000平方メートル未満の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定の申請に係る手数料について、床面積に応じた区分を変更し、当該変更後の区分に係る手数料の額を次のとおり定める。(別表第3関係)

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

区 分		現 行		改 正	
		床面積	手数料の額	床面積	手数料の額
工場等	モデル建物法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	40,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	28,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	40,000円
	標準入力法又は主要室入力法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	46,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	33,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	46,000円
工場	モデル建物法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	156,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	119,000円

等 以 外 の 建 築 物		方メートル未満		方メートル未満	
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	156,000円
	標準入力法又は主要室入力法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	394,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	306,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	394,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

ア 当該申請に併せて規則で定める図書の提出があった場合

区 分		現 行		改 正	
		床面積	手数料の額	床面積	手数料の額
非 住 宅 建 築 物	モデル 建物法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	29,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	18,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	29,000円
	標準入力法又は主要室入力法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	29,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	18,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	29,000円

イ ア以外の場合

区 分		現 行		改 正	
		床面積	手数料の額	床面積	手数料の額
非 住 宅 建 築 物	モデル 建物法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	156,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	119,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル	156,000円

				未満	
	標準入力法又は主要室入力法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	394,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	306,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	394,000円

(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

ア 当該申請に併せて規則で定める図書の提出があった場合

区分		現行		改正	
		床面積	手数料の額	床面積	手数料の額
非住宅建築物	モデル建物法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	29,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	18,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	29,000円
	標準入力法又は主要室入力法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	29,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	18,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	29,000円

イ ア以外の場合

区分		現行		改正	
		床面積	手数料の額	床面積	手数料の額
非住宅建築物	モデル建物法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	156,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	119,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	156,000円
	標準入力法又は主要室入力法	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	394,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	306,000円

	は主要 室入力 法	方メートル未 満		方メートル未 満	
				1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル 未満	394,000円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

施行日以後にされる申請に係る手数料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第39号

東広島市いじめ問題調査委員会設置条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部青少年育成課)

1 改正の要旨

令和3年4月1日に実施する機構改革に合わせて、東広島市いじめ問題調査委員会の庶務を処理する組織を次のように変更するとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

現 行	改 正
教育委員会学校教育部青少年育成課	教育委員会事務局

2 施行期日

令和3年4月1日等

(根拠法令)

地方自治法

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

議案第40号

東広島市地域研修センター設置及び管理条例の廃止について

(産業部農林水産課)

1 提案の要旨

東広島市後谷多目的研修集会施設及び東広島市第3区生活改善センターを無償で譲渡することに伴い、東広島市地域研修センター設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

廃止前の条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった利用料金については、なお従前の例による。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。